

令和4年第1回置戸町議会臨時会

令和4年2月21日（月曜日）

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

（諸般の報告）

日程第 2 会期の決定

日程第 3 令和3年議案第51号 〔総務常任委員会報告〕

置戸町老人福祉施設の指定管理者の指定について

（総務常任委員会・令和3年第7回定例会付託）

日程第 4 承認第 1号 専決処分の承認について

日程第 5 承認第 2号 専決処分の承認について

日程第 6 議案第 1号 令和3年度置戸町一般会計補正予算（第9号）

日程第 7 議案第 2号 工事請負変更計画の締結について

○会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

（諸般の報告）

日程第 2 会期の決定

日程第 3 令和3年議案第51号 〔総務常任委員会報告〕

置戸町老人福祉施設の指定管理者の指定について

（総務常任委員会・令和3年第7回定例会付託）

日程第 4 承認第 1号 専決処分の承認について

日程第 5 承認第 2号 専決処分の承認について

日程第 6 議案第 1号 令和3年度置戸町一般会計補正予算（第9号）

日程第 7 議案第 2号 工事請負変更計画の締結について

○出席議員（7名）

1番 石井伸二 議員

2番 小林 満 議員

3番 阿部光久 議員

4番 佐藤勇治 議員

5番 澁谷恒壹 議員

6番 高谷 勲 議員

7番 嘉藤 均 議員

8番 岩藤孝一 議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

《町長部局》

町長	深川正美	副町長	蓑島賢治
会計管理者	岡部信一	企画財政課長	坂森誠二
総務課長	鈴木伸哉	産業振興課長	五十嵐勝昭
施設整備課長	名和祐一	地域福祉センター所長	石森実
総務課総務係長	鈴木良知	企画財政課財政係長	菅原嘉仁

《教育委員会部局》

教育長	平野毅	学校教育課長	大戸基史
-----	-----	--------	------

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	今西美紀子	議事係長	藤吉勇太
臨時事務職員	中田美紀		

◎開会宣言

○岩藤議長 ただいまから、令和4年第1回置戸町議会臨時会を開会します。

◎開議宣言

○岩藤議長 これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○岩藤議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって、6番 高谷勲議員及び7番 嘉藤均議員を指名します。

◎諸般の報告

○岩藤議長 これから、諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○今西事務局長 今期臨時会に町長から提出された議案は、次のとおりです。

- ・議案第1号及び議案第2号。
- ・承認第1号及び承認第2号。

今期臨時会に総務常任委員会委員長から提出された事件は、次のとおりです。

- ・総務常任委員会審査報告書。

今期臨時会に議案等説明のため出席を求めた者及び委任を受けて出席する者は、お手元に配付した名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○岩藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第2 会期の決定

○岩藤議長 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日1日間と決定しました。

◎日程第3 令和3年議案第51号 [総務常任委員会報告]

置戸町老人福祉施設の指定管理者の指定について
(総務常任委員会・令和3年第7回定例会付託)

○岩藤議長 日程第3、令和3年議案第51号 置戸町老人福祉施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

○岩藤議長 本案は、令和3年第7回町議会定例会に提案されたもので、置戸町議会会議規則第38条第1項により、総務常任委員会に付託のうえ、閉会中の継続審査のものです。

委員長の報告を求めます。

7番 嘉藤均総務常任委員会委員長。

○7番 嘉藤均総務常任委員会委員長 令和3年12月16日、第7回置戸町議会定例会において付託を受けました、議案第51号 置戸町老人福祉施設の指定管理者の指定についての審査結果について報告いたします。

本付託事件は、本会議において提案理由の説明及び質疑が行われた後、1月7日、1月24日、1月31日、2月8日、計4回にわたり総務常任委員会を開催し、継続審査を行いました。審査にあたっては第1回・第2回目に副町長及び町担当課より資料等の説明を受け、第3回目は、置戸町社会福祉協議会会長と両老人ホーム施設長に参考人として出席を依頼し、意見交換を行いました。第4回目には町長より本案件についての総括答弁があり、その後、最終の質疑・意見交換を行い、総務常任委員会にて本付託案件を採決の結果、お手元に配布のとおり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

それでは、審査内容についての概要をご説明いたします。

この、老人福祉施設の指定管理において、最も重要視されるべきは、入園者が安全に安心して生活できる事、入園者へより質の良いサービスを提供できることであり、さらには、そこで働く人達が、仕事へのやりがいをもち、働くことができる環境が整っていること、これらのことと並行して、受託事業者が民間事業者ならではの能力を発揮しつつ、施設の管理運営上の効率化を図ることが求められます。

委員会ではこれらの事を念頭に置き、平成24年の民営化スタート時点から今日までの、両老人ホームの管理運営状況、各種経営分析の報告書等をもとに、一つひとつ慎重に審議してまいりました。

1月7日、第1回目の委員会では、置戸町による経営分析及び独立行政法人福祉医療機構による経営分析報告書により審査を行い、類似施設との比較分析や、今後の業務運営に係る収益増大・経費の削減等において改善ポテンシャルがあることの説明を受け、審議を行いました。

1月24日、第2回目の委員会では、指定管理に伴う社会福祉協議会側の各種申請関係書類をもとに審議を行いました。委員からの意見として、申請書類を審査する指定管理者選定委員会の構成員においては、有識者の参画の必要性等、今後の選定委員会のあり方も含めて課題といたしました。

1月31日、第3回目の委員会では、参考人招致として、置戸町社会福祉協議会会長と両老人ホーム施設長に出席を依頼し、事業計画書等にもとづき、両老人ホームの管理運営状況や人員配置、今後の収支計画等の説明を受け、意見交換を行いました。このなかでは、現状の経費節減の取り組みの外に具体的な改善策及び、改善策を実行した場合のシミュレーションの収支試算額の提示を求める意見が議会側より出されました。また、将来的には施設の定数の見直しの議論も必要であるとの認識に至りました。

2月8日、第4回目の委員会では、町長の出席を求め、町長より総括答弁がありました。そのなかでは、両老人ホームは、社会的弱者の晩年期の生活を支える重要な施設であり、入所者のサービスの低下に繋がらないことが、今回の指定管理における最も重要な事柄であり、10年間の実績も踏まえ、次期指定管理者については、引き続き、社会福祉協議会と協定を締結することがベストと判断したこと。また、一方では、将来にわたる本町の財政的な支出の増大や経営面については、今後、町と社会福祉協議会双方で問題点を共有し、運営の課題克服、収入増の取り組みについて、着実に歩みを進めることが実現可能な改善策であり、これらについては最大限の努力をするという主旨の、町長の考え方が述べられました。

その後、質疑・意見が出尽くしたことから、総務常任委員会において、議案第51号置戸町老人福祉施設の指定管理者の指定についての原案に対し採決をした結果、原案のとおり可決すべきものと決定したものであります。

今回の両老人ホームの指定管理における運営面の課題解決については、指定管理料の圧縮に向け、町及び独立行政法人福祉医療機構の経営分析報告書を十分に活用されるとともに、10年間の経営分析結果を踏まえ、改善点の可能性の検証を双方で早急に行い、モニタリングの実施及び、綿密な協議を進める必要があると考えます。

また、今後においては、短いスパンでの事業評価に伴うヒアリングや、事業費削減に向けたローリング等を着実に実行し、町及び社会福祉協議会共通認識のもと、両老人ホームの収益拡大・経費縮減に向けた経営改善に取り組まれることを総務常任委員会として強く要望するものであります。

地域の高齢者福祉における大きな役割を担っている、両老人ホームが、指定管理者として柔軟で効率的な運営を図りながら、入所している利用者の皆さんやご家族にとって、より良い老人福祉施設となることを切に願ひまして、総務常任委員会の委員長報告といたします。

○岩藤議長 これから、令和3年議案第51号について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、令和3年議案第51号 置戸町老人福祉施設の指定管理者の指定についてを採決します。

令和3年議案第51号に対する委員長報告は、「原案のとおり可決すべきものと決定」であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の議員は、起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、令和3年議案第51号 置戸町老人福祉施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 承認第1号 専決処分の承認について

○岩藤議長 日程第4、承認第1号 専決処分の承認についてを議題とします。

○岩藤議長 本案に対し提案理由の説明を求めます。

町長。

○深川町長 ただいま議題となりました、承認第1号 専決処分の承認につきましては、地域福祉センター所長より説明いたします。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 承認第1号について説明をいたします。

専決処分の承認について。

令和3年度置戸町一般会計補正予算(第7号)については、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定に基づいて令和3年12月17日別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

次のページをお開き下さい。

専決処分書の書面となっております。

次のページをご覧下さい。

令和3年度置戸町一般会計補正予算(第7号)について説明をいたします。

令和3年度置戸町の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,602万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億680万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表の歳入歳出予算補正について説明をいたしますので、別冊の令和3年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第7号)の4ページ、5ページをお開き下さい。

(以下、記載省略。令和3年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第7号)、別添のとおり)

○岩藤議長 これで承認第1号の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

承認第1号 専決処分の承認について。

令和3年度置戸町一般会計補正予算（第7号）。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊、令和3年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第7号）、4ページ、5ページ、下段の歳出から進めます。

3. 歳出。3款民生費、2項児童福祉費。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、上段の歳入へ進みます。

2. 歳入。14款国庫支出金、2項国庫補助金。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第1号 専決処分の承認についてを採決します。

承認第1号については、原案のとおり承認することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、承認第1号 専決処分の承認については、承認することに決定しました。

◎日程第5 承認第2号 専決処分の承認について

○岩藤議長 日程第5、承認第2号 専決処分の承認についてを議題とします。

○岩藤議長 本案に対し提案理由の説明を求めます。

町長。

○深川町長 ただいま議題となりました、承認第2号 専決処分の承認につきましては、総務課長より説明いたします。

○岩藤議長 総務課長。

○鈴木総務課長 承認第2号についてご説明いたします。

承認第2号 専決処分の承認について。

令和3年度置戸町一般会計補正予算（第8号）については、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定に基づいて令和4年1月19日別紙

のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるところでございます。

次のページをお開き下さい。

専決処分書の書面となっております。

次のページをご覧ください。

令和3年度置戸町一般会計補正予算（第8号）についてご説明いたします。

令和3年度置戸町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,132万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億1,813万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表の歳入歳出予算補正についてご説明いたしますので、別冊の令和3年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第8号）の6ページ、7ページをお開き下さい。

（以下、記載省略。令和3年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第8号）、別添のとおり）

○岩藤議長 これ承認第2号の提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

承認第2号 専決処分の承認について。

令和3年度置戸町一般会計補正予算（第8号）。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊、令和3年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第8号）、6ページ、7ページ歳出から進めます。

3. 歳出。2款総務費、1項総務管理費。7款商工費。10款教育費、2項小学校費。

次のページ、8ページ、9ページ。3項中学校費。

質疑はありませんか。

6番 高谷議員。

○6番 高谷委員 ちょっと教えていただきたいのですが、接客事業者感染予防対策備品購入の100万円の関係についてなんですが、実は今、まん延防止期間中でありまして。更には、緊急事態なんかになると接客を伴う事業者については、アルコールの提供など、かなり厳しい制限がかけられるわけでありましてけれども、この中で、いわゆる接客業者が置戸町の中の接客業者の中で、コロナ対策に対する認証を受けた業者というのは、この10件の内、何件ぐらいあるのか。まず、それを教えていただきたいと思っております。

○岩藤儀議長 産業振興課長。

○五十嵐産業振興課長 ただ今のご質問でございます。第3者認証の認定を受けた事業所が何件あるかというご質問かと思っておりますけれども、現時点では、1件でございます。先日、ホームページの方でも掲載をさせていただきました。道の方からも積極的な認証の

手続きの申請のご案内をして下さいということもあったものですから、ホームページの方にも出させていただいておりますけども、現状としては1件でございます。

○岩藤議長 6番。

○6番 高谷委員 久しくコロナになってからですね、アルコールの提供であるとか、或いは、大人数の何て言うか、会食、これらについては、かなり厳しい規制があります。それで、仮にも認証を受けていられないところについては、もっと厳しい規制がかけられているんだというふうに認識しているんですが、置戸町における認証が1件しかないと。中には、町がいわゆる所有している施設にも、そういう施設の中にあるわけですけども、そこは受けていないというふうに聞いているんですけども、それもね積極的に認証を受けていろんな規制の中でも、少しでも利益を求められるような、そういう処置が必要だというふうに思いますけども、勝山のゆうゆでありますとか、そういうところは聞くところによると、認証は受けていないということなので、その辺は今後どういうふうに考えているのか、お考えがあればお聞きしたいと思います。

○岩藤議長 産業振興課長。

○五十嵐産業振興課長 勝山温泉ゆうゆの認証の関係の考え方についてという事かとございます。現在は、まん防期間ということですのでね、営業時間の短縮により、アルコールの提供はなしという形で現在のところ営業を進めております。しばらくの間、宴会につきましては、実質、出来ていないという現状のまんまかなりの月数が経過しているという現状もございます。この後、現場の方ともいろいろ議論は進めていった中でですね、答えは出さなきゃならないというふうに考えておりますが、如何せん、まん防がかかっている間だったり、緊急事態宣言がかかっている間、仮に、認証を受けてお店を開けたとしても、行く側、お客さん側の考え方の問題もありますので、必ずしもお客さんが来店するという部分でもない。お客さんもあんまり感染したくないという思いが先行するものですから、開けても入らない。一方で、認証を取らないと、そもそもお客さんも入らないという辺りを少し現状分析しながら、今後どういう形で進めていくのがいいのかというのは、この後、また現場の方とも協議をさせていただきながら進めさせていただきたいというふうに現在は考えております。

○岩藤議長 6番。

○6番 高谷委員 10件の内、1件ということで、先程ありましたようにね、積極的にそこは、この10件についても認証を受けてですね、より有利なそういう対策を受けられる、そういう体制を持っていくように促すと言うか、その辺については心掛けていただきたいというふうに思いますので、それは要望として出させていただきます。

○岩藤議長 産業振興課長。

○五十嵐産業振興課長 ただ今の要望の方ですね、重々内部でも協議させていただきまして、是非、推奨と言う形で進めさせていただきたいというふうに思います。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

1番 石井議員。

○1番 石井議員 下段の工事請負費。置戸小学校の物品庫改修工事なんですけども、特別支援が必要なものは、確か4分類で最大4教室という事で、今度、新入生も含めて、きっと手狭になるから増設しようとしているというふうに思うんですけども、改修する物品庫って、何処にあったかなと一生懸命想像していたんですけども、そこにはちゃんと窓やんかがあるのか。それから、物品庫に収められた各種物品は何処にいつてしまうんだらうかと言うこと、分かればお知らせ願いたいと思います。

○岩藤議長 学校教育課長。

○大戸学校教育課長 場所につきましては、2階になります。2階の多目的教室の隣にあります。床面積でいくと35平米になっています。窓は、設置されています。ただ、どうしても物品庫の窓なので普通の教室よりは採光が取れないものですから、それは照明の方でカバーしようと考えています。また、教室全てロスナイ入ってますので、当然、物品庫もロスナイを入れるような形で換気設備を整う工事費も入っています。また、現在、そこに入っているものにつきましては、整理するものは整理して、一部、昔の秋田、境野の小学校の物もあります。それについては、旧境野小学校の体育館の一部スペース、物品庫って言うんですかね、持って行く予定になっております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

7番 嘉藤議員。

○7番 嘉藤議員 総務のところでは聞いた方がいいのかちょっと分かりませんが、今回もこういうコロナの予算が付いていますけども、最近、各公民館で葬儀等が随分あるようになったんですけども、普通に行く消毒液等は設置されていますけども、体温計や何か、秋田、境野、勝山含めて手動の物はありますけども、そういうものが用意されていないという今状況です。コロナまだ6波の最中ということで大変な時期ですけども、そういう公共施設における体温計等は、もっとしっかりした物を備える必要があると思いますが、如何でしょうか。

○岩藤議長 総務課長。

○鈴木総務課長 それぞれの所管する施設でそういった物品は、基本用意することになっていますので、各公民館に必要ながあれば、中央公民館通じて手配はしていると思いますが、そうは言っても全部が全部、何十台も用意できる物ではありませんので、予算の関係を見ながらそれぞれ配分をしていると思いますが、総務課の管財係でも少し余分に持っていますので、葬儀の際ですとか行事の際は、貸し出しして欲しいということであれば、随時貸し出しをして使用していただくということで用意をしていますので、そういった中で対応はきちっと取っていますけども、今後は各施設で判断をして、必要であればいろんな交付金を活用しながら用意していくんだらうなというふうに思っております。

○岩藤議長 7番。

○7番 嘉藤議員 本当に各地区で葬儀あちこちありました。何処へ行ってもそういうのがない。或いは、中央公民館から借りてくるような状況が今続いていますし、なかなか冬期間と言うのは、外から来ると、体温を測ってもですね、実際には37度5分を超える

なんていう人はいないのかもしれませんが、最低限そういう装備っていうのは、ちゃんとこれからしていかなきゃいけないのかなということで質問をさせていただきました。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入へ進みます。

4 ページ、5 ページ。

2. 歳入。14 款国庫支出金、2 項国庫補助金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第2号 専決処分の承認についてを採決します。

承認第2号については、原案のとおり承認することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、承認第2号 専決処分の承認については、承認することに決定しました。

◎日程第 6 議案第 1 号 令和3年度置戸町一般会計補正予算(第9号)から

◎日程第 7 議案第 2 号 工事請負変更契約の締結についてまで

—— 2 件 一括議題 ——

○岩藤議長 日程第6、議案第1号 令和3年度置戸町一般会計補正予算(第9号)から日程第7、議案第2号 工事請負変更契約の締結についてまでの2件を一括議題とします。

○岩藤議長 本案に対し提案理由の説明を求めます。

町長。

○深川町長 ただいま議題となりました、議案第1号 令和3年度置戸町一般会計補正予算(第9号)につきましては、地域福祉センター所長から説明いたします。また、議案第2号 工事請負変更契約の締結につきましては、総務課長より説明いたします。

○岩藤議長 まず、議案第1号 令和3年度置戸町一般会計補正予算（第9号）。
地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 議案第1号について説明をいたします。

令和3年度置戸町一般会計補正予算（第9号）。

令和3年度置戸町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,698万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億7,511万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正について説明をいたしますので、別冊の令和3年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第9号）の4ページ、5ページをお開き下さい。

（以下、記載省略。令和3年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第9号）、別添添のとおり）

○岩藤議長 次に、議案第2号 工事請負変更契約の締結について。

総務課長。

○鈴木総務課長 議案第2号についてご説明いたします。

議案第2号 工事請負変更契約の締結について。

令和3年10月7日議会の議決を経た、議案第50号 工事請負契約の締結の一部を変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第14号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

記。

1、目的、橋梁長寿命化修繕工事（七尾橋）。

2、金額、変更前 5,599万円。

変更後 6,745万2,000円。

3、相手方、常呂郡置戸町字置戸22番地の3、北進工業株式会社代表取締役鈴木栄樹。

契約の変更の詳細につきましては、施設整備課長がご説明いたします。

○名和施設整備課長 橋梁長寿命化修繕工事、七尾橋の設計変更の概要について説明をいたします。

七尾橋につきましては、橋長が52.25メートル。幅員が6メートルで、1975年、昭和50年に架設され、46年が経過した橋となっております。

今回の設計変更につきましては、当初、設計で想定していたより橋の損傷が激しい状況だったことと、橋面の舗装の状況が設計と異なっていたことが大きな要因となっております。具体的には、橋梁の床版及び下部工の損傷が激しかったため、ひび割れ補修工及び断面補修工の補修箇所が増加したこと。このことに伴い、補修の作業期間が長くな

ったことから、橋梁の足場工の費用も増額しております。また、舗装につきましては、橋面のアスファルト舗装の下に、コンクリート舗装がされていたことから、このコンクリート舗装部の施策費用を追加したことにより設計変更が増額したものでございます。

以上で議案第2号の説明を終わります。

○岩藤議長 これ、議案第1号から議案第2号までの提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

まず、議案第1号 令和3年度置戸町一般会計補正予算（第9号）。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊の事項別明細書（第9号）、4ページ、5ページ、下段の歳出から進めます。

3. 歳出。3款民生費、1項社会福祉費。

質疑はありませんか。

4番 佐藤議員。

○4番 佐藤議員 臨時給付金の関係なんですけど、確認なんですけどね、住民税非課税世帯という事で、これは対象世帯、資料によると、①の部分では、令和3年度分の住民税が非課税。要するに、2年分の所得がですね、収入が一定水準よりなくて住民税が非課税という事で、これは既に確定しているから分かるんですけど、下の②のですね、家計急変世帯と言うのは、令和3年1月から12月までということで、基本的には、今これから確定申告始まってますので、そんな中で今、令和3年、4年分の住民税の課税になるか非課税になるかそれは分かると思うんですけど、実態として3年度がですね、3年度分の町道民税、いわゆる住民税は課税であったが4年分は非課税になったと。そういう方が②の対象になるという、そういう判断でよろしいですね。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 基本的に、令和3年1月から12月までの所得の家計急変でございますので、議員のおっしゃるとおりでございます。

○岩藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 そうしますと、まだ住民税の課税というのは、6月に課税が確定するわけなんですけど、それまではですね、実態として申告中、或いは、本当に自分が収入ない方は分かるかもしれませんが、確定はその段階にならないと確定しないわけで、そうになると、この申請期限は、9月の30日までということになっているので、6月から9月まで3か月はあるんですけど、相当長い期間なんです。それは、これの制度に対する、給付金制度に対するPRと言うのかな、そういうのをしっかりしないと漏れる可能性があると思うんですね。これはあくまでも、申請主義と言うか申請に基づきということだから、あくまでも町民の皆さん、そういう対象者は、ありましたらどうぞ申請してくださいという形なので、こっちから行政側から積極的にあなたはっていう形にはならないから、相当これは住民に対するアピールと言うのかな、発信というのは大事だと思うんですけど、その辺についてはどう考えてますか。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 その点につきましてはですね、国の方からも十分意を用いて詳細な部分でPRして欲しいというふうに通知が来ております。いろんな媒体を使いまして周知をさせていただきたいと思っておりますし、出来る限りそういった方々を拾っていききたいという趣旨で我々も取り組んでいきたいというふうに思っております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 そうすると、これは年度をまたがる形になるので、基本的には、この今回議決した補正予算については、年度をまたがるので一部繰越明許になるという、そういう判断でよろしいですね。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 まず、①番の方の非課税世帯の方につきましても、町が発出してから3か月以内での提出となっておりますので、やはり年度を超えて参ります。それから、こういった家計急変の方も9月30日までの申請でございますので、議員のおっしゃるとおり、繰越明許、繰越が出てくるというふうに承知をしております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、上段の歳入に進みます。

2. 歳入。10款地方交付税。14款国庫支出金、2項国庫補助金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

議案第2号 工事請負変更契約の締結について。

質疑はありませんか。

2番 小林議員。

○2番 小林議員 もうちょっと中身をですね詳しく説明していただきたいんですけども、変更前は5,599万で、変更が6,745万、約1,200万ぐらいですね、増額になっておりますよね。それで、どこのやつがどういうふうになったのか分かれば、もうちょっと詳しくお知らせください。

○岩藤議長 施設整備課長。

○名和施設整備課長 それでは、設計変更の中身について、もう少し詳しく説明をさせていただきます。それでは、設計変更内部、全部ではございませんが、舗装工につきましては、先程も申しました、コンクリート路面施策を含めまして、約460万円の増額となっております。続きまして、ひび割れ補修工ですけれども、こちらにつきましては、約170万円の増額となっております。続きまして、断面補修工につきましては、約90万円の増額となっております。足場工につきましては、約230万円の増額というふ

うになっております。その他に細かい部分で増減等ございますので合計とイコールにはなりませんけれども、主な設計変更の内容については、以下のとおりとなっております。今回の設計変更、かなり大きい金額で変更となっておりますけれども、令和2年度に実施設計委託で橋梁の内部調査を行っておりますけれども、実際に、橋梁の損傷状況がですね大きいと、かなり当初設計との乖離が大きくなりますので、そのため設計変更の金額についても大きい金額となってしまいます。実施設計委託におきまして、橋の内部までですね開いて調査を行えば、設計変更の額は小さくなると考えておりますけれども、そうすると、実施設計委託に係る費用が増加することから、工事費と実施設計委託費のトータルの事業費は増加してしまいますので、設計変更については、設計変更が生じることにつきましては、ご理解いただければというふうに思います。以上です。

○岩藤議長 2番。

○2番 小林議員 これ実施設計出してますでしょ、外部に。こういう何て言うんですかね、設計変更の増額があるというのは、実施設計の時に実際分からなかったのかなと思うんですが、その辺はどうなんですか。

○岩藤議長 施設整備課長。

○名和施設整備課長 実施設計におきましては、先程も申しましたとおり、橋梁の内部まで開いて中身まで調査することが出来ませんので、どうしても表面的な部分で見て設計というような形になってしまいますので、実際、工事を行って中身を開いて見まして、損傷が大きいということが判明した場合につきましては、設計変更の金額がかなり増額するというようなこととなってしまいます。

○岩藤議長 2番。

○2番 小林議員 実施設計の前に診断やってますよね、外部に委託して。その時には、そういう指摘はなかったんですか。

○岩藤議長 施設整備課長。

○名和施設整備課長 5年に一度ですね、橋梁の点検を行っております。そちらにつきましても、あくまで橋梁の内部までは調査をしておりません。あくまで目視での点検というようなことになっておりますので、内部の状況までは把握しきれていないということとなっております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、ここでしばらく休憩します。意見調整を行いたいと思いますので、議員は議案持参の上、議員控室の方へ移動願います。説明員の方はそのまま自席でお待ち下さい。

休憩 10時41分

再開 10時47分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第1号から議案第2号までの2件を通して質疑漏れはありませんか。

2番 小林議員。

○2番 小林議員 さっきの議案第2号で工事請負費の関係で、いろいろ質疑をしたんですが、さっき言ったように、5,600万円が1,100万も減って2割以上増えているということをですね考えますと、やっぱり実施設計だとか、或いは、診断について、もう少し配慮いただくようなことをですね重視していただいて、あまり実施設計のやつが広がらないようにボウリングするなり慎重を期してですね、実施設計を組んでいただきたいということで要望しておきます。

○岩藤議長 施設整備課長。

○名和施設整備課長 今後ですね、実施設計等を行うにあたりましては、内部の方ですね、もう少し詳細に調べられるように、ただ、コストの面もございますので、その辺の兼ね合いも含めて検討して参りたいというふうに考えております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番 高谷議員。

○6番 高谷議員 関連して、今の部分について、こういう事例、今回だけじゃなくて、実際に開けてみたら増額になりました、そういう案件は結構見受けられるんですが、そもそも入札の時点で、いわゆる予定価格というものが参考になるわけで、少なくとも入札の時点で最安で入札受けておいて、実際に追加してここで予算を膨らますようでは、ちょっと入札制度にちょっと疑問を感じちゃうと。そういう意味でね、予定価格をなるべくきちっと実際の実勢価格にきちっと応じたそういう提出の仕方をですね、今後きちっとしてってもらいたいなというふうに思いますので要望させていただきます。

○岩藤議長 施設整備課長。

○名和施設整備課長 設計にあたりましては、実施設計の業者ともですね、詳細に協議をいたしまして、なるべく設計変更が起きない、生じないようにですね、詳しい調査を行うよう指導して参りたいというふうに思います。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第1号 令和3年度置戸町一般会計補正予算(第9号)から議案第2号 工事請負変更契約の締結についてまでの2件について一括討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第1号 令和3年度置戸町一般会計補正予算(第9号)から議案第2号 工事請負変更契約の締結についてまでの2件を採決します。

議案の順序で行います。

まず、議案第1号 令和3年度置戸町一般会計補正予算（第9号）の採決を行います。

議案第1号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第1号 令和3年度置戸町一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 工事請負変更契約の締結についての採決を行います。

議案第2号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第2号 工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣言

○岩藤議長 これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第1回置戸町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時53分